

施策の主な内容

1 子育てをしているすべての家庭を支援

一時保育事業

保護者の冠婚葬祭、疾病などの緊急時に一時的に行う保育事業の充実に努めます。

放課後児童健全育成事業

小学校低学年の児童を対象に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため放課後児童クラブを設置し、その育成に努めます。

つどいの広場設置事業

主に乳幼児を持つ親子の交流や集いの場を提供する「つどいの広場」の設置に努めます。

子育て支援総合コーディネーター配置事業

家庭的保育事業をはじめ多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、ケースマネジメントなどの利用に努めます。

子育てサークル等支援事業

子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進します。

新生児訪問

新生児訪問により乳児の発育、育児の問題や産後うつ病質問表を利用した母親の心のケアを行うなど、訪問を通して指導を行います。

もぐもぐ離乳食教室、ぱくぱく幼児食教室

乳幼児期から発達段階に合わせた正しい食生活を身に付けるよう、学ぶ場の提供を図ります。

町が「特定事業主行動計画」を策定

町では、次世代育成支援対策推進法に基づいて、職員を雇用する事業主の立場から、役場職員を対象とした「山田町次世代育成支援特定事業主行動計画」を策定しました。計画期間は平成17年度から21年度までの5年間。3年をめどに見直し作業を行います。

計画は、「妊娠中及び産後における配慮」「育児休業等取得しやすい環境の整備等」「超過勤務の縮減」「休暇の取得の促進」「職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正の取り組み」「その他の次世代育成支援対策に関する事項」の6つを軸に構成。具体的な取り組みとして▶妊娠中職員の健康や安全に配慮した業務分担の見直し▶子供の出生時における男性職員の休暇取得の促進▶育児休業制度などの内容を周知することによる職場の意識改革▶育児休業に伴う臨時的任用制度の活用による代替要員の確保——など36項目を掲げ、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備を図るとともに、職員の仕事に対する意欲の向上と住民サービスのより一層の向上を目指していきます。

児童栄養教室

児童期に良い食生活について学び、食生活の基本を身に付けます。

エイズ予防教室

高校生を対象にエイズや性感染症について知識の啓発を行います。

禁煙、アルコールの知識の啓発

中学生、高校生を対象にタバコ、アルコールの健康への影響を伝え健康づくりに努めます。

あかちゃんふれあい体験

中学生が乳児健診で乳児に触れ、子供や育児について知る体験を行います。

2 子育てにやさしい職場環境づくり

女性就労者健康管理啓発事業

妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るため啓発します。

育児支援等各種情報提供事業

育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援などの各種制度の情報提供に努めます。

3 子どもが健やかに育つことのできる環境づくり

ふれあい体験事業

中学生、高校生を対象に、乳幼児と触れ合う機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。

児童養育支援ネットワーク事業

児童虐待防止の関係者会議による相談支援活動の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

4 安心して子どもを産み育てていくまちづくり

子ども110番の家等推進事業

子ども110番の家について、関係機関と協力して子供たちが安全に生活できる環境整備に努めます。

継続支援事業

各種相談員により、家庭・施設・学校・機関などとの連携をとり被害を受けた子供に対し、継続的に支援を行います。

子育てをしているすべての家庭を支援▼子育てにやさしい職場環境づくり▼子どもが健やかに育つことのできる環境づくり▼安心して子どもを産み育てていくまちづくり——の四つの基本目標を定めています。

計画の実現に向けてみんなで取り組もう

計画の実現には、家庭や地域、学校、行政などすべての町民がそれぞれの立場で、子育て支援対策に積極的に取り組んでいくことが大切。未来を担う子供たちが健やかに育っていける社会を築いていくため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくり

次世代育成支援計画を策定

町では、次世代育成支援対策推進法に基づいて、「やまだまち次世代育成支援計画」を策定しました。計画期間は平成十七年度から二十六年までの十年間。計画の基本理念「子どもが、親が、地域全体の人々が夢を持って生きるまちづくり」の実現のため四つの基本目標を掲げ、子育て支援施策を総合的に進めていきます。ここでは、新たに始まった同計画の概要を紹介します。

次世代育成支援対策推進法とは…

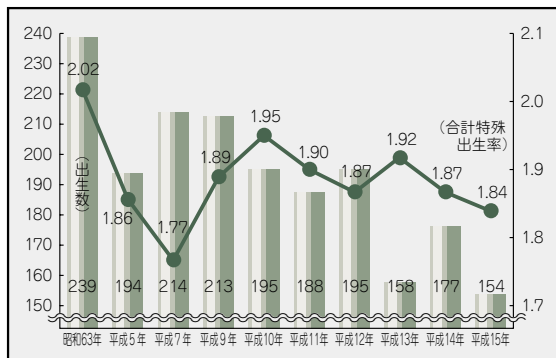
次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を目指し、国・県・市町村の地方公共団体および企業や特定事業主としての町役場が取り組むべきことを定めた法律で、平成15年7月に成立。今年4月1日から全面施行されました。平成17年度から26年度までの時限立法で、特定事業主と301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備など行動計画の策定が義務づけられました。300人以下の労働者を雇用する事業主にも努力義務が課せられています。

「やまだまち次世代育成支援計画」は、平成十五年三月に策定された「山田町児童育成計画」の基本理念を包含し、今後の子育て支援施策の基本的な考え方や施策の方向を定めたものです。計画の策定に当たっては、ゼロ歳児から小学六年生までの乳幼児や児童を持つ世帯を対象としたアンケート調査を実施。結果を基に保護者会やPTA、小中学校校長会など教育関係団体の代表者、一般公募の町民など二十人で構成する「山田町次世代育成支援計画策定委員会」（昆榮壽委員長）で計三回の審議を経て、同計画が実施されることになりました。

4つの基本目標定め 児童育成施策を推進

町では、これまで子育てに優しい環境づくりを推進してきましたが、子育てに対する意識の多様化に伴い、共働き家庭が一般化するなど家庭や地域の姿が大きく変化し、少子化は一層進行しています。本町の出生数は昭和六十三年と平成十五年を比べると八十五人減少。合計特殊出生率（平成十五年）は一・八四人となっています（グラフ参照）。子供を健やかに産み育てることは個人や家庭のみで解決されるべき問題でなく、社会全体として支援していくことが求められていることから、計画では▼

♣ 本町の出生数と合計特殊出生率の推移（単位：人）



※合計特殊出生率は、1人の女性が生涯に産む子供の数です。